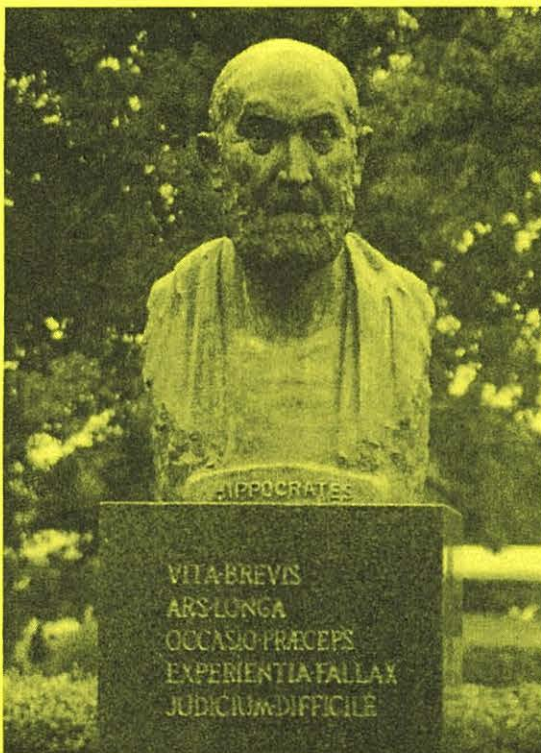


医学部



VITA·BREVIS

ARS·LONGA

OCCASIO·PRÆCEPS

EXPERIENTIA·FALLAX

JUDICIUM·DIFFICILE

人生は短く

学術の道は長し

機会はまたたく間に過ぎ去り

経験は頼り難し

故に判断はむずかしきものなり

ヒポクラテス著「箴言集」より

医学科：カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1. 本教育課程は、6年間を通して、本学科が教育目標とする進歩した医学を修得せしめ、人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔で、社会の多様なニーズに対して広い視野をもって県内の地域医療に貢献でき、国際的視野に立った幅広い医学を实践できる資質の高い医師、並びに医学研究者を育成するように体系化し設定しています。基礎から専門へ、経年的に知識・技術が積み重ねられるように基礎教育科目、専門科目を設定しています。
2. 基礎教育科目は、大学人、社会人としての教養と専門教育の基礎的知識と基本的な学習能力を獲得するために、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして、導入科目、課題発見科目と学士力発展科目が設定されています。学生の主体性が発揮できるように、また、医学を学ぶために必要な幅広い知識と教養と、豊かな人間性と情操の育成のために多くの科目を設定しています。
3. 専門科目は、専門基礎科目、基礎医学科目、臨床医学科目に大別されます。専門基礎科目と基礎医学科目は、医学の基礎となる教育内容に重点をおいた授業科目で、1年次から3年次に開設されます。また、最新の医療トピックにも関心をもてるように、3年次に研究室配属を開設するなどの工夫をしています。さらに、国際的に活躍できる医師を育成するための授業科目として、EMP（English for Medical Professionals）を1年次より開設し、研究室配属では海外実習も行います。また、研究マインドを早期から育成するために、医学研究者育成コースを1年次から開設しています。
4. 臨床医学科目は、臨床医として望ましい態度・価値観と必要とされる知識・技術を身につけさせることを目的として、3年次から6年次に開設されます。また、医学生としての自覚を早期に促すことを目的として、1年次に学内早期体験実習を行い、2年次には学外の福祉施設や緩和施設で地域医療や高齢者医療などを体験します。4年次の総合医学・臨床診断学（講義・実習）において、臨床医として必要である総合的な臨床推論能力と望ましい態度や価値観を早期に身につけさせる教育を行った後、2年間の臨床実習教育が開設されます。また、臨床実習前には、本学科の進級試験の他に全国共通の「共用試験」が科せられ、臨床実習を行うために必要不可欠な知識・技能・態度が修得出来ているかについて、厳正・公正な評価を行っています。
5. 臨床実習教育は、少人数グループを重視し、臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身につけさせることを目的とし、4年次後期からクリニカル・クラークシップⅠ（CCⅠ）、5年次後期からクリニカル・クラークシップⅡ（CCⅡ）を行います。CCⅠでは、本学附属病院の各診療科をローテーションで回る臨床実習を、CCⅡでは医学生がチーム医療の一員となって実習を行う診療参加型実習を学内外（国外も含め）で行っています。CCⅡでは、地域医療を含め豊富な症例に接する事により臨床経験の幅を広くし、国際的な広い視野を持てる様に、本学附属病院のほか、宮崎県立宮崎病院、宮崎県立日南病院、宮崎県立延岡病院、へき地の基幹病院、在宅医療を担っている医療機関などの国内の関連教育病院や海外の大学と提携し、臨床実習教育を行っています。CCⅡの実習は、密度の濃い臨床実習が可能になるよう、1～2名のより少人数グループ編成による教育体制となっています。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

1. 宮崎大学学務規則に規定する修業年限在学し、学科の教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、学科の基準となる単位数を修得し、臨床実習開始前の「共用試験」、卒業試験に合格する事が学位授与の要件です。修得すべき授業科目には、講義授業のほか、演習、学内早期体験実習・早期地域医療体験実習、研究室配属、臨床医学系実習や臨床実習などの科目が含まれます。
2. 「共用試験」、臨床実習および卒業試験の合格の基準は以下の通りです。
 - (ア) 「共用試験」：臨床実習を行うために必要不可欠な知識・技能・態度の修得
 - (イ) 臨床実習：地域医療や高齢者医療など多様化する社会的ニーズに対応でき、国際的視野を持った高度な知識・技術だけでなく、医療専門職としてのモラルの修得
 - (ウ) 卒業試験：医学科卒業生として不可欠な基本的な専門知識と技術、態度の修得

看護学科:カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)

看護学科の基本理念に基づいて、以下のような方針でカリキュラム(教育課程)を編成し、教育を実施しています。

【教育課程編成の方針】

1. 本教育課程は、4年間を通して、本学科の基本理念に基づき体系化しています。基礎から専門へ、経年的に知識・技術が積み重ねられるように基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目を設定しています。
2. 基礎教育科目は大学人としての教養と専門教育の基礎的知識と基本的な学習能力を獲得するために、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして、導入科目、課題発見科目、学士力発展科目が設定されています。学生の主体性が発揮できるように、また、看護学を学ぶために必要な幅広い知識と教養と、豊かな人間性と情操の育成のために多くの科目を設定しています。
3. 専門基礎科目は、人間理解、健康と疾病理解、保健社会の仕組の理解を主軸に構成しています。そして、最新の医療トピックにも関心が持てるように授業内容を工夫しています。
4. 専門科目は、基礎教育科目、専門基礎科目を基盤としたうえで、基礎看護学分野、成人・老年看護学分野、小児・母性看護学分野、地域・精神看護学分野を設定しています。また、実践能力や課題解決能力を高め、国際的視野を育む統合分野を、主体的に専門性を深める発展分野を設けています。
5. 看護学は対象の健康ニーズへの援助を行う実践の科学です。したがって、看護を理解し実践能力を培うためには、学内における基礎的な学習を基盤にした段階的実習で、適切な指導のもとで看護を実践し評価していくことが必要です。そのために1、2年次に基礎看護学実習を、3年次に専門領域看護学実習を、さらに4年次に既存の学びを統合し、主体的に看護が実践できる総合実習を設けています。
6. 公衆衛生・産業・学校等における看護への学びを深められるよう、公衆衛生看護学分野を選択科目として設けています。
7. 養護教諭二種免許(保健師免許取得後)を申請できるように、基礎教育科目に教育免許法施行規則に定められた科目を設定しています。

【実施の方針】

8. 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確にし、共有・周知します。
9. 主体的に考え問題解決する力を育成するために、アクティブラーニングを取り入れています。また、ポートフォリオによる学習成果に基づいた指導を行います。
10. 学内の講義・演習の学びを臨地実習で統合実践し、看護の対象者に学びつつ成長できる支援体制を整備し教育・指導します。
11. 成績評価基準に基づき、厳格な評価を行います。
12. 年度毎に、カリキュラムと教育方法の点検及び改善を行います。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)

1. 宮崎大学学務規則に規定する修業年限在学し、学科の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、以下の素養を身につけるとともに、学科の基準となる単位数を修得することが学位授与の要件です。また、その要件を満たした学生は看護師国家試験受験資格が得られます。
 - 1) 人への深い関心と信頼を基礎に生活する人を理解し、生命を尊重して行動する。
 - 2) 看護実践のための知識・技術・態度を習得し、創造的・批判的な思考能力を持つ。
 - 3) 専門的知識に基づいた判断と課題を解決する能力を持ち、社会のニーズや医療の高度化・専門化・多様化に対応する。
 - 4) 健康問題をライフサイクル、環境、文化等の視点から包括的に理解し、看護の関連領域の人々と連携・協働して問題解決する。
 - 5) 国際的な視野を持ち、社会に貢献する。
 - 6) 実践・教育・研究を通して看護学の発展と看護の質向上に寄与する。
2. 公衆衛生看護学分野を専攻する学生は、その必要単位を修得することにより、保健師国家試験の受験資格が得られます。

1. 医学部の案内

1. 沿革

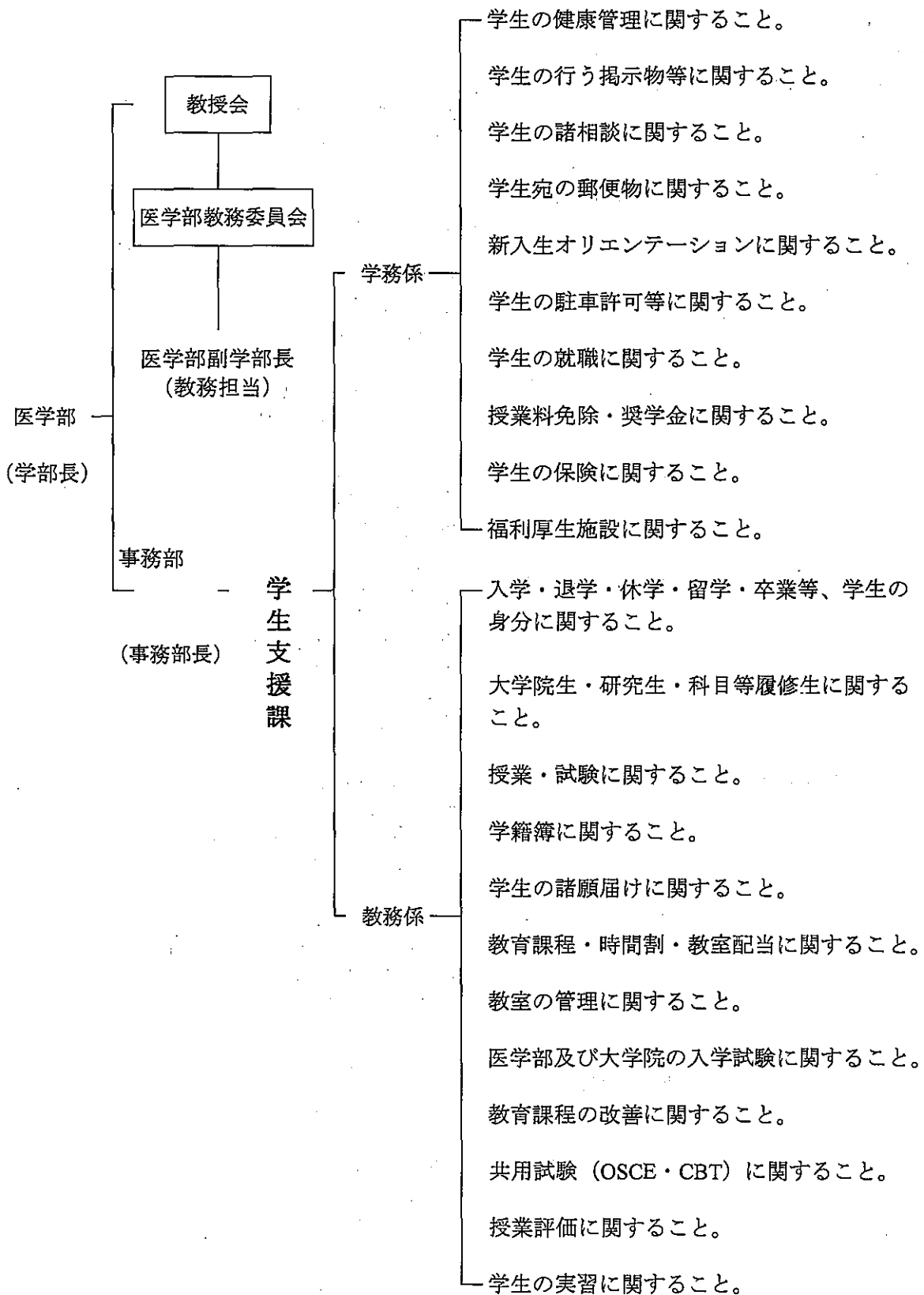
宮崎大学医学部は、医師の地域的偏在の是正と地域医療水準の向上等を目的とし、国が進めてきた無医大県解消計画に基づき、医学に関する教育研究の向上発展に資するとともに、宮崎県における地域医療の中核的機関としての使命を果たすため、昭和49年6月7日に宮崎医科大学として設置され、医科大学として29年余りの歴史を経て、平成15年10月1日に宮崎大学と統合し、新制「宮崎大学医学部」として発足しました。

本学部の沿革は、次のとおりです。

昭和48年10月1日	宮崎大学に「国立医科大学（宮崎県）創設準備室」設置
昭和49年6月7日	宮崎医科大学が開学し、8講座（解剖学第一、生理学第一、生化学第一、病理学第一、微生物学、内科学第一、外科学第一、整形外科学）及び8学科目（心理学、社会学、数学、物理学、化学、生物学、英語、独語）開設
6月14日	仮校舎が県立総合運動公園内に、暫定研究室が県立宮崎病院内に設置
昭和50年3月27日	講義実習棟（6,516㎡）竣工
4月1日	7講座（解剖学第二、生理学第二、薬理学、病理学第二、内科学第二、小児科学、産婦人科学）開設
4月1日	「医学部附属病院創設準備室」設置
4月8日	仮校舎から現在地（宮崎郡清武町大字木原5200番地）に移転
10月14日	解剖体慰霊碑建立
昭和51年3月15日	体育館（1,148㎡）竣工
3月25日	福利施設棟（1,892㎡）竣工
5月10日	7講座（衛生学、公衆衛生学、寄生虫学、法医学、外科学第二、眼科学、放射線医学）開設
昭和52年3月28日	動物・RI実験施設棟（1,503㎡）竣工
4月18日	6講座（内科学第三、精神医学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、麻酔学）開設
4月18日	医学部附属病院設置、16診療科開設
10月5日	医学部附属病院（37,780㎡）竣工
10月31日	医学部附属病院の診療開始
昭和53年4月1日	2講座（生化学第二、脳神経外科学）開設
10月13日	附属図書館竣工
昭和54年3月20日	プール（50m、8コース）竣工
昭和55年3月10日	弓道場（6人立）竣工
4月1日	宮崎医科大学大学院医学研究科（博士課程）設置
6月30日	ピポクラテス胸像建立
昭和56年3月20日	武道場（320㎡）竣工
昭和60年4月1日	歯科口腔外科学講座開設
昭和61年4月22日	保健管理センター設置
平成4年4月10日	臨床検査医学講座開設

平成13年4月1日	宮崎医科大学医学部看護学科設置
4月1日	3大講座（基礎看護学、臨床看護学、地域看護学）開設
平成15年4月1日	宮崎医科大学大学院医学研究科医科学専攻（修士課程）設置
4月1日	フロティア科学実験総合センター設置
4月1日	生化学第一、生化学第二の講座が生化学講座に、微生物学、寄生虫学の講座が感染症学講座に、衛生学、公衆衛生学講座が衛生・公衆衛生学講座に改組
平成15年10月1日	宮崎大学と統合し、新制「宮崎大学医学部」として発足
平成16年3月31日	総合教育研究棟（8,493㎡）竣工
平成16年4月1日	医学教育改革推進室設置 （平成17年4月1日に医学教育改革推進センターへ名称変更）
平成17年4月1日	宮崎大学大学院医学研究科看護学専攻（修士課程）設置
4月1日	基礎教育科目及び基礎系医学講座を10学科目11講座6分野から5講座23分野へ、看護学科を3講座から4講座に再編
平成18年4月1日	臨床系医学講座19講座を6講座19分野として、基礎系医学講座5講座23分野と併せて医学科11講座42分野に再編
平成19年6月20日	がん診療部設置
9月28日	新中央診療棟（5,700㎡）竣工
11月28日	開院30周年記念式典
平成20年4月1日	大学院医学研究科博士課程再編、4専攻（細胞・器官系専攻、生体制御系専攻、生体防衛機構系専攻、環境生態系専攻）を1専攻（医学専攻）に再編
平成21年4月1日	「緊急医師確保対策に基づく医師の養成の推進」に基づき、医学科入学定員を5名増加（入学定員105名） 医学教育改革推進センター地域医療連携室設置 臨床技術トレーニングセンター設置
平成22年2月8日	外来診療棟（8,650㎡）竣工
平成22年4月1日	地域の医師確保等の観点から、医学科入学定員を5名増加（入学定員110名） 地域医療学講座配置（医学教育改革推進センター地域医療連携室廃止） 大学院医学系研究科を改組し、大学院医学獣医学総合研究科（博士課程）を設置 大学院医学系研究科（修士課程）を大学院医科学看護学研究科に改称
平成22年4月30日	外来診療棟完成記念式典
平成23年10月1日	地域総合医育成センターを設置
平成24年2月1日	血液・血管先端医療学講座
平成24年4月1日	救命救急センター（20床）を設置
平成24年4月9日	救命救急センター開所式挙行
平成24年4月17日	宮崎県ドクターヘリコプター運航開始式挙行
平成25年3月31日	附属病院再整備完了
平成25年4月1日	地域総合医育成サテライトセンターを宮崎県立日南病院内に設置
平成26年4月1日	大学院医科学看護学研究科を改組し、大学院医学獣医学総合研究科（修士課程）及び大学院看護学研究科（修士課程）を設置
平成27年4月1日	コミュニティ・メディカルセンター設置 宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の指定管理者になる

2. 学生に関係のある事務機構



3. 講座・学科目及び附属病院診療科

医学科

基礎系医学講座	解剖学	組織細胞化学分野 超微形態科学分野 神経生物学分野
	機能制御学	統合生理学分野 応用生理学分野 腫瘍生化学分野 機能生化学分野 薬理学分野 物質科学分野
	病理学	構造機能病態学分野 腫瘍・再生病態学分野
	感染症学	微生物学分野 寄生虫学分野 免疫学分野
	社会医学	公衆衛生学分野 法医学分野 生命・医療倫理学分野 医療社会学分野 数理科学分野 英語分野
臨床系医学講座	内科学	循環体液制御学分野 消化器血液学分野 神経呼吸内分泌代謝学分野 免疫感染病態学分野
	外科学	肝胆膵外科学分野 消化管・内分泌・小児外科学分野 心臓血管外科学分野 呼吸器・乳腺外科学分野 形成外科学分野
	臨床神経科学	精神医学分野 脳神経外科学分野
	発達泌尿生殖医学	小児科学分野 泌尿器科学分野 産婦人科学分野

	感覚運動医学	整形外科学分野 皮膚科学分野 眼科学分野 耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野 顎顔面口腔外科学分野
臨床系医学講座	病態解析医学	放射線医学分野 麻酔生体管理学分野 救急・災害医学分野
		地域医療・総合診療医学（寄付講座） 血液・血管先端医療学（寄付講座）
		社会医学講座研究倫理支援分野 社会医学講座データマネジメント分野

看護学科

講座	基礎看護学	成人・老年看護学
	小児・母性看護学	地域・精神看護学

附属病院診療科			
第1内科	第2内科	第3内科	膠原病・感染症内科
精神科	小児科	肝胆膵外科	消化管・内分泌・小児外科
心臓血管外科	呼吸器・乳腺外科	形成外科	整形外科
皮膚科	泌尿器科	眼科	耳鼻いんこう・頭頸部外科
産科・婦人科	放射線科	麻酔科	脳神経外科
歯科口腔外科・矯正歯科	病理診断科		— 22診療科 —

2. 修学関係

[医 学 科]

1. アドミッション・ポリシー

1. 教育理念（教育理念・目標、育成する人材像）

医学科の使命は、教育・研究・診療を通して、地域社会や人類全体の健康と福祉の増進に寄与することです。以下を備えた医師、研究者、教育者を育成します。

- (1) 医の倫理に徹し高潔かつ温かな人間性を有する人
- (2) 最新の幅広い知識と確かな技術を持ち、常に向上のための努力を惜しまない人
- (3) 地域の問題を理解すると共に豊かな国際性を有する人

2. 入学者受け入れ方針（求める人材像）

医学科は、臨床医、医学研究者、あるいは医学教育者として宮崎の地域医療に貢献し国際的にも活躍できる、優れた人材の育成を目指しています。本学科ではこれからの医学と医療を担う次のような人材を求めています。

- (1) 医学と医療を学ぶために必要な幅広い基礎学力と応用能力を有する人
- (2) 自ら課題を見つけ解決しようとする探求心と意欲、行動力に富む人
- (3) 他者と協調・共感できる豊かな人間性を有する人

2. 教育目標

本学科の教育目標は、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学を修得せしめ、人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師、並びに医学研究者を育成することを目指しています。

3. 教育課程

基礎教育では、大学生、社会人として要求される基本的能力の養成と幅広い教養を涵養するための教育課程を編成しています。

専門教育では、臨床医あるいは医学研究者を目指して入学してきた者の期待に応えるとともに、良医の養成という本学の教育目的を達成するための教育課程を編成しています。

教育課程表については、360ページから363ページを参照して下さい。

(1) 教育課程の編成

医学科の教育課程は、「基礎教育科目」と「専門科目」から編成されています。このうち「基礎教育科目」は「導入科目」、「課題発見科目」、「学士力発展科目」の3つの科目群で構成されており、1年次から2年次にかけて履修することになります。

基礎教育科目の内容、履修方法については、基礎教育部が定めることとなっていますので、基礎教育部の履修要項を参照してください。

「専門科目」は、さらに「専門基礎科目」、「基礎医学科目」、「臨床医学科目」に大別されます。「専門基礎科目」と「基礎医学科目」は、医学の基礎となる教育内容に重点をおいた授業科目を開設し、1年次から3年次にかけて履修することになります。

「臨床医学科目」は、臨床医として望ましい態度・価値観と必要とされる知識・技能を身につけさせることを目的として、3年次から6年次にかけて履修することになります。

また、医学生としての自覚を早期に促すことを目的として、1・2年次には学内・学外の医療施設で体験実習を行います。

(2) 臨床実習教育

臨床実習教育は、少人数グループを重視しています。4年次において診断学実習を学び、臨床医として望ましい態度や価値観を早期に身に付けさせる教育を行っています。

また、4年次後半から5年次前半では、本学附属病院の各診療科等をローテーションで回るクリニカル・クラークシップⅠ、5年次後半から6年次前半では、附属病院だけではなく県内外の医療施設や海外の協定校も実習施設に含まれるクリニカル・クラークシップⅡと呼ばれる臨床実習を行っています。従来の見学型実習から、クリニカル・クラークシップⅠの段階から診療参加型臨床実習へシフトしています。

(3) 関連教育病院等の臨床実習

本学では、数多くの症例を体験させ充実した臨床教育を行うため、本学附属病院のほかに、県立宮崎病院などの学外病院と連携協力し臨床実習教育を行っています。これは、地域医療を含め豊富な症例に接することにより臨床経験の幅を広くし、より少人数グループ編成による密度の濃い臨床実習が可能になるよう実施しているものです。

(4) 授業科目及び単位数

本学の授業科目は単位制を採用しています。その配分については、基礎教育科目教育課程表及び医学部専門教育課程表を参照してください。

(5) 学年制度

本学部では学年制度を採っています。学年制度とは各学年で修得することが義務付けられている授業科目の単位を修得しなければ、原則として次の学年に進級出来ない制度です。具体的には別表「医学科生の進級・卒業認定基準」を参照してください。

4. 共用試験

共用試験は、平成17年度から正式実施となった医歯学の臨床実習開始前の学生の知識と技能を、全国で標準化して評価する試験です。(公社)医療系大学間共用試験実施評価機構が管理していますが、実際の試験は各大学がそれぞれのカリキュラムに合わせて自主的に実施し、評価結果の活用方法も各大学に任されています。

医学科では4年次後半から始まるクリニカル・クラークシップへのコース進級判定に使用しています。主として知識を評価するCBT (Computer-based testing) と、技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 (Objective structured clinical examination, OSCE) とに分かれています。

なお、共用試験を受験するためには受験料25,000円が必要となります。(再試験を受験する場合にも、受験料25,000円が必要です。)

5. 欠席

事前に欠席しようとするときは、必ず欠席届を学生支援課教務係に提出してください。体調が悪く当日欠席しようとするときは、教務係(0985-85-9194)に連絡し、その事由を告げて下さい。状況によっては、授業担当教員へ直接電話連絡する必要もあります。体調回復後は、速やかに欠席届を提出してください。これらの手続きを怠った場合は、試験を受けられないことがあります。

※ 基礎教育科目については、「宮崎大学基礎教育科目の受講及び成績評価に関する細則」に従ってください。

6. 試験

(1) 学習の成果を評価するため、試験が実施されます。試験には、定期試験、追試験、再試験及び再評価試験があり、定期試験は、学年末又は学期末に行われますが、科目によっては随時おこなうことがあります。

(2) 病気(インフルエンザ)等正当な理由により定期試験を受けることができなかった場合は追試験を、定期試験又は追試験を受験したが不合格になった場合は再試験を行うこともありますので、受験にあたっては、科目担当教員に十分に確認してください。

なお、病気を理由とする追試験を行う場合は、必ず診断書を担当教員へ提出することが必要となります。

(3) 試験は、筆記、口頭又はレポート等によって行われます。また試験の日時等は掲示等によってお知らせします。

(4) 試験は、各科目の講義・実習等のそれぞれの3分の2以上出席しなければ、原則として受験資格が認められませんので注意してください。

その他受験上の心得として、次のことが教授会において取り決められています。

① 試験室への入室について

試験室には、前の試験監督者が退室するまでは入室できない。

② 答案用紙について

- ・学籍番号及び氏名を必ず記入すること。
- ・答案用紙は、退室時に本人が持参のうえ監督者に提出するものとし、室外に持ち出すことを厳禁する。

③ 遅刻及び退室について

遅刻： 原則として試験開始時刻から30分を経過した場合は、入室は認められない。

退出： 原則として試験開始時刻から30分を経過しなければ退出は認められない。

④ 学生証の提示について

学生証は、受験中必ず机上に置いておくこと。

⑤ 用具等の持込について

机上には、筆記用具及び許可されたもの以外(携帯電話等を含む)を置いてはならない。

⑥ 用具等の貸借について

試験中の用具等の貸借は、原則として許可しない。

⑦ その他

カンニング等の不正行為をした者は、学務規則により停学等の懲戒に処せられ、併せて当該学期の専門科目、再評価科目の試験及びその他レポート等の審査の成績評価は、すべて無効となる。

※基礎教育科目については、「基礎教育科目の定期試験等の受験心得」に従ってください。

7. 成績評価及び進級と原級(留年)

(1) 成績評価

各科目の成績評価は、担当教員が試験結果、学習態度及び出席状況を総合的に判断して行います。また、各科目の成績評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。合否

の結果は、基礎教育科目はWEB上で、専門基礎科目、基礎医学科目、臨床医学科目は掲示でお知らせします。なお、専門基礎科目、基礎医学科目、臨床医学科目の再試験の結果（最終結果）は、学年末に実施される進級判定会議終了後にお知らせします。

（2）進級と原級（留年）

① 次の学年に進級させるか、或いは進級を認めず原級に留める（留年）かは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、学年末に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後に掲示でお知らせします。

② 原級となった場合は、翌年度も同じ学年に留まり、不合格となった科目等を再履修したうえで試験に合格することが進級の要件となります。

ただし、いくつかの学年では、専門科目で不合格科目が1科目の場合には進級を認めています。

この場合には、再履修することなく翌年度試験（再評価試験）を受験し、合格すれば良いこととなっています。これは、医学科の授業スケジュールが過密であり、進級した場合、前の学年の授業を履修することが困難なためです。なお、再評価試験の場合、再試験と同様に評価は60点が上限となります。

（3）コース進級判定

① クリニカル・クラークシップへのコース進級を認めるか、或いは進級を認めないかは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、コース進級前に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後に掲示でお知らせします。

② 臨床医学科目（臨床講義）が不合格となった場合は、クリニカル・クラークシップⅠへのコース進級は認められずに、不合格になった科目を再履修したうえで試験に合格することが進級の要件となります。

③ 共用試験が不合格となった場合は、クリニカル・クラークシップⅠへのコース進級は認められずに、すべての臨床医学科目（臨床講義）を再履修したうえで試験に合格することが進級の要件となります。

④ クリニカル・クラークシップⅠ終了後、クリニカル・クラークシップⅡへのコース進級判定で不合格になった場合は、クリニカル・クラークシップⅠを最初から再履修します。同様にクリニカル・クラークシップⅡ終了後の判定、及び臨床実習後 OSCEに不合格だった場合は、クリニカル・クラークシップⅡを最初から再履修します。

（4）在学期間

医学科生の在学期間は通算して12年間と決められています。また、さらに「第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることはできない。」と決められています。

原級や停学処分等によりこの定められた期間を超える場合には、除籍の対象となりますので注意してください。

8. 卒業

本学部を卒業するためには、6年以上在学し、卒業の要件となる単位を修得したうえで、卒業試験のすべてに合格することが必要です。卒業試験で不合格になった場合は6年次を最初から再履修します。

9. 在学中の異動

休学、復学及び退学等在学中の異動にあたっては、事前に保証人、グループ担当教員及び学生支援課職員等と相談して次の手続きを行ってください。

(1) 休学

① 病気、家庭の事情、一身上の都合等によって2か月以上にわたり修学できない場合は、学生支援課教務係で休学願用紙の交付を受け、休学を願い出ることができます。なお、休学の事由が病気の場合は、医師の診断書を必ず添付してください。休学する場合は、休学を開始する2か月前までに休学願を提出する必要があります。これ以降に手続きした場合、手続きの関係で、希望する休学開始日から休学できない場合がありますので、くれぐれも注意してください。

② 休学できる期間は通算で最長4年間までとなっています。また、連続して休学する場合は、最長2年間までとなっています。この期間を経過しても復学できない場合には、除籍処分の対象となりますので、注意してください。

(2) 復学

休学事由が消滅して復学する場合には、学生支援課教務係で復学願用紙の交付を受け、復学を願い出てください。なお、病気により休学した場合は、修学可能である旨の医師の診断書を添付する必要があります。

(3) 退学

病気、その他やむを得ない事情等、本人の都合により退学する場合は、学生支援課教務係で退学願用紙の交付を受け、退学を願い出てください。なお、病気により退学する場合は医師の診断書を添付してください。

(4) 除籍

当該年度の授業料を年度内に納めなかった者、在学期間が満了しても卒業或いは進級の要件を満たさなかった者、休学期間が満了しても復学できない者及び長期間にわたり行方不明の者等は、本人の意思にかかわらず、学生としての身分を失うこととなりますので、注意してください。

(5) 懲戒

本学で定められた諸規程等に違反したり、又は学生としての本分に反する行為等一定の義務に違反した者に対し退学、停学又は訓告の処分が課せられることとなりますので、常日頃から本学の規則又は秩序の維持等については注意を払ってください。

10. 医師国家試験

医師になるためには、厚生労働大臣が実施する医師国家試験に合格し、医師免許証を受けなければなりません。この医師国家試験は毎年2月に福岡県をはじめ、全国で実施されます。

医師国家試験の施行に関する詳細は、厚生労働大臣から発表された時点でお知らせしますが、出願手続等必要な事項については、毎年10月下旬に6年生を対象として説明会を開きます。

◎ 医師免許申請時の注意事項

医師法第4条で、罰金以上の刑に処された者には、「免許を与えないことがある」と定められています。該当する事例には、30キロ以上のスピード違反、飲酒・酒気帯び運転、無免許運転及び人身事故を起こした場合等が含まれます。ただし、反則切符で処理される範囲の交通違反で反則金を納めた場合は、刑罰としての罰金ではないので除外されます。

罰金以上の刑に処された者は、医師免許申請の際に、その旨を記載するとともに、起訴状、判決謄本、罰金を納めた領収書、本人の上申書及び反省文の提出が必要になります。

以上のことを理解し、日頃から安全運転に心がけることは当然ですが、万一上述のような違反・事故等を起こした場合は、速やかに学務係へ報告してください。

1.1. 病院実習見学及び臨床研修医の募集

病院実習見学及び厚生労働省指定の臨床研修医受入病院等からの募集要項は、学生支援課に常置していますので、自由に閲覧してください。

なお、応募に際し推薦書等を必要とする場合もありますので、詳細については学務係に問い合わせてください。

医学科 カリキュラム図

基礎教育科目		専門基礎科目	基礎医学科目		臨床医学科目		6年 卒業試験 臨床実習後 OSCE
		(EMP IV)					5年～6年 クリニカル・クラークシップ II
4年		(EMP III)		呼吸器 肝・胆・膵 腎・尿路 内分泌・代謝 血液 新生児・小児科学 生殖医学 精神医学 皮膚科学	眼科学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学 リハビリテーション医学 臨床遺伝学 救急治療と急性期の生体管理 臨床腫瘍学 老年医学と緩和医療 総合医学・臨床診断学 皮膚科学	共用試験 〈OSCE〉 〈CBT〉	4年～5年 クリニカル・クラークシップ I 〈病理学〉 〈内科学第一〉 〈内科学第二〉 〈内科学第三〉 〈精神医学〉 〈小児科学〉 〈外科学第一〉 〈外科学第二〉 〈整形外科〉 〈皮膚科学〉 〈泌尿器科学〉 〈眼科学〉 〈耳鼻咽喉科学〉 〈産婦人科・周産期学〉 〈放射線医学〉 〈麻酔学〉 〈脳神経外科学〉 〈歯科口腔外科学〉 〈腫瘍病態学・内科学(臨床検査医学を含む)〉 〈薬剤処方学・東洋医学・医療安全学〉 〈救急医学〉 〈地域医療学(在宅医療を含む)〉
3年		(EMP II)	病理学 微生物学 寄生虫学 研究室配属	公衆衛生学 公衆衛生学実習 法医学 神経科学	放射線医学入門 薬剤処方学・東洋医学 循環器 消化管		
2年	英語 医学実験動物学	臨床倫理基礎論 早期地域医療体験実習	肉眼解剖学 II 組織学各論 統合生理学 医科生理学 医科生化学 機能生化学	環境中毒学 薬理学 免疫・生体防御学 酵素と生体 生命科学展望			
1年	大学教育入門セミナー 情報・数量スキル 英語 初修外国語 専門基礎 統計学 有機化学 医療社会史 専門教育入門セミナー 環境と生命 現代社会の課題 学士力発展科目	医学・医療概論 (地域社会と医療) 生命科学入門 発生学 細胞生物学 EMP I 学内早期体験実習 ()は自由科目	地域医療学 肉眼解剖学 I 組織学総論				

基礎教育科目		授業科目名	授業方法	1年		2年		計	備考	
区分	科目群			前期	後期	前期	後期			
導入科目	大学教育入門セミナー		大学教育入門セミナー	講義	2			2	1年次に修得すること	
	情報・数量スキル		情報・数量スキル	講義	2			2	1年次に修得すること	
	外国語コミュニケーション	英語	英語Ma1	講義	2			2	1年次に修得すること	
			英語Ma2	講義		2		2		
			英語Mb1	講義			2		2年次に修得すること	
			英語Mb2	講義				2		
		初修外国語	独語	講義	②				2	独・仏・中・韓から1科目選択必修 1年次に修得すること
			仏語	講義	②					
	中国語		講義	②						
	韓国語		講義	②						
	専門基礎		統計学	講義		2		2	1年次に修得すること	
			有機化学	講義		2		2		
			医療社会史	講義		2		2		
			医学実験動物学	講義			2			2
課題発見	専門教育入門セミナー		専門教育入門セミナー	講義	2			2	1年次に修得すること	
	環境と生命		環境と生命	講義	2			2	1年次に修得すること	
	現代社会の課題	社会と人間	社会と人間	講義		②		②	「社会と人間」、「自然の仕組み」の中から1科目選択必修 1年次に修得すること	
		自然の仕組み	自然の仕組み	講義		②				
学士力発展科目	(文化・社会系)			講義	2			4 +	コミュニケーション英語Mc1(2単位)、コミュニケーション英語Mc2(2単位)は必修 残り4単位(2科目)のうち2単位(1科目)は文化・社会系から選択 残り2単位(1科目)はいずれの系からでも選択可能 1年次に修得すること	
	(科学・技術系)			講義						
	(生命科学系)			講義						
	(学際・生涯学習系)			講義						
	(地域科学系)			講義						
	(外国語系)	コミュニケーション英語Mc1	講義	2						
コミュニケーション英語Mc2		講義		2						
基礎教育科目卒業要件単位					30	6	36			

医学科専門科目（専門基礎科目）教育課程表

授業科目名	授業方法	1年		2年		3年	4年	5年	6年	単位数	備考
		前学期	後学期	前学期	後学期						
医学・医療概論	講義	1								1	
地域医療学	講義	1								1	
地域社会と医療	講義	(1)								(1)	
生命科学入門	講義・演習		1							1	
発生学	講義		1							1	
細胞生物学	講義	2								2	
臨床倫理基礎論	講義・演習				2					2	
EMP I	講義		2							2	
EMP II	講義					(1)				(1)	
EMP III	講義						(4)			(4)	
EMP IV	講義							(4)		(4)	
学内早期体験実習	講義・実習	1								1	
早期地域医療体験実習	講義・実習			1						1	
医学研究演習Ⅰ		(1)								(1)	
医学研究演習Ⅱ				(1)						(1)	
医学研究演習Ⅲ						(1)				(1)	
医学研究演習Ⅳ							(1)				
医学研究演習Ⅴ								(1)			
医学研究演習Ⅵ									(1)		
卒業に必要な単位数										12	

※ () 印は自由科目

※ EMP (English for Medical Professionals)

※ 早期地域医療体験実習が特別な事情により履修することができなかつたと認められる場合は、4年次までに履修することができる。

医学科専門科目（基礎医学科目）教育課程表

コース名	授業科目名	授業方法	1年	2年	3年	単位数
生命科学	生命科学展望	講義		1		1
解剖学	肉眼解剖学Ⅰ	講義・実習	4			4
	肉眼解剖学Ⅱ			6		6
	組織学総論		2			2
	組織学各論			4		4
生体制御学	統合生理学	講義・実習		2		2
	医科生理学			4		4
	医科生化学			4		4
	機能生化学			4		4
	薬理学			4		4
病理学	病理学	講義・実習			10	10
基礎感染症学	免疫・生体防御学	講義・実習		3		3
	微生物学				10	10
	寄生虫学				2	2
社会医学	環境中毒学	講義		1		1
	公衆衛生学	実習			4	4
	公衆衛生学実習				1	1
	法医学		講義			4
統合基礎医学	講義・演習			2		2
研究室配属	酵素と生体*	実習			1	1
	神経科学*				4	4
	研究室配属				4	4
	卒業に必要な単位数					77

※ *を付した科目は統合講義型科目

医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表 2-1

授業科目名	授業方法	3年	4年	単位数
放射線医学入門*	講義	1		1
薬剤処方学・東洋医学*	講義	1		1
循環器*	講義	3		3
消化管*	講義	2		2
歯科口腔外科学*	講義	1		1
膠原病・感染症*	講義	2		2
神経・運動器・脊椎*	講義	7		7
呼吸器*	講義		2	2
肝・胆・膵*	講義		2	2
腎・尿路*	講義		2	2
内分泌・代謝*	講義		2	2
血液*	講義		2	2
新生児・小児科学*	講義		3	3
生殖医学*	講義		4	4
精神医学	講義		1	1
皮膚科学	講義		1	1
眼科学	講義		1	1
耳鼻咽喉・頭頸部外科学	講義		1	1
リハビリテーション医学	講義		1	1
臨床遺伝学*	講義		1	1
救急治療と急性期の生体管理*	講義		2	2
臨床腫瘍学*	講義		1	1
老年医学と緩和医療*	講義		1	1
総合医学・臨床診断学	講義・実習		6	6
卒業に必要な単位数				50

※ *を付した科目は統合講義型科目

医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表 2-2

授業科目名	授業方法	4～5年	5～6年	単位数
クリニカル・クラークシップI	実習	38		38
<病理学>		<2>		<2>
<内科学第一>		<2>		<2>
<内科学第二>		<2>		<2>
<内科学第三>		<2>		<2>
<精神医学>		<2>		<2>
<小児科学>		<2>		<2>
<外科学第一>		<2>		<2>
<外科学第二>		<2>		<2>
<整形外科学>		<2>		<2>
<皮膚科学>		<2>		<2>
<泌尿器科学>		<1>		<1>
<眼科学>		<2>		<2>
<耳鼻咽喉科学>		<2>		<2>
<産婦人科・周産期学>		<2>		<2>
<放射線医学>		<2>		<2>
<麻酔学>		<1>		<1>
<脳神経外科学>		<2>		<2>
<歯科口腔外科学>		<1>		<1>
<膠原病感染症内科学(臨床検査医学を含む)>		<2>		<2>
<薬剤処方学・東洋医学・医療安全学>		<1>		<1>
<救急医学>		<1>		<1>
地域医療学(在宅医療を含む)		<1>		<1>
クリニカル・クラークシップII	実習		32	32
卒業に必要な単位数				70

※ <>は内訳を示す。

[看護学科]

1. アドミッション・ポリシー

1. 教育理念（教育理念・目標、育成する人材像）

(1) 基本理念

人間理解と生命への尊厳を基盤として、自己の成長と人への配慮・支援を可能とする主体的で情操豊かな人間性と看護実践に関する総合的な能力を養うとともに、発展する高度医療とその専門化の中で生じる多様な保健医療福祉ニーズに対して、広い視野をもって実践できる看護職者を育成する。さらに、教育・実践・研究の連携を推進し、人々の健康と福祉の向上並びに看護学の発展と看護の質の向上に寄与する。

(2) 教育目標

基本理念に基づき、以下の基礎的能力を養うことを目標としています。

- 1) 人への深い関心と信頼を基礎にして、生活する人の理解と生命を尊重した行動ができる感性豊かな人間性を育成する。
- 2) 看護実践のための知識・技術・態度を習得し、創造的・批判的な思考力、専門的知識に基づいた判断と課題を解決できる能力、科学の発達に適應できる能力を養い、社会のニーズや医療の高度化・専門化・多様化に対応できる能力を育成する。
- 3) 健康問題をライフサイクル、環境、文化等の視点から包括的に理解し、保健・医療・福祉・教育等の関連領域の人々と連携し、専門職者として責任ある判断と問題を解決し得る能力を養う。
- 4) 国際的な視野を持ち、社会に貢献できる能力を養う。
- 5) 実践・教育・研究を通して看護学の発展と看護の質の向上に寄与できる能力を養う。

2. 入学受け入れ方針（求める人材像）

看護学科は、看護による健康への支援をとおして、社会と地域の保健医療に貢献できる人材の育成を目指しています。したがって、本学科では次のような人を求めています。

- (1) 生活している人々の身体的・精神的健康に関心が持てる人
- (2) 人の気持ちに共感でき、コミュニケーションがとれる人
- (3) 看護職者になろうという目的意識を持ち、看護学を学ぶために必要な基礎学力を有している人
- (4) 自ら課題を見つけ解決しようとする意欲と行動力を持っている人

2. 講座の名称及び概要

大講座の名称	講 座 の 概 要
基礎看護学講座	看護学の理論体系と看護実践の基盤となる理論と方法論および質の高い看護サービスを効率的に提供するための制度・システム、管理の基本理論を教授・研究する。 また人間の健康と生体内部・外部環境の相互作用について探究し、看護学の基盤となる理論と看護実践の統合を図った看護援助や理論を教授・研究する。

成人・老年看護学講座	成人・高齢者・家族の健康現象及びその移行に伴う反応と経験に焦点をあて、高度医療を含む各疾病段階における対象の健康の回復と安寧に必要なセルフケアの向上を目指した看護援助の理論と方法論を教授・研究する。
小児・母性看護学講座	小児と女性および家族の健康について、その特性をトータルに理解し、関連する諸理論を学び、健康における課題と看護方法を探求し実践する能力を修得できるよう教授・研究する。
地域・精神看護学講座	人々の暮らしの問題と、あらゆる発達段階にある人々を対象として、それぞれの健康課題を理解し、看護活動を展開していくための理論と方法論を教授・研究する。 また、身体的・精神的健康の危機的状況へのサポート、地域システムづくりの基本理論を教授・研究する。

3. 看護学科の特色

(1) 情操豊かな人間性の育成

あらゆる健康状態にある人々、さまざまな生活背景や社会的背景を持つ人々を対象に看護を行うためには、自己の人間性を豊かにする幅広い知識・教養、豊かな情操性、人間性への深い洞察力、論理的な思考力、的確な判断力が必要です。そのため、専門的な知識・技術はもとより、教育課程において次のような工夫を行っています。

1) 授業科目の工夫

基礎教育科目に幅広い知識・教養、豊かな情操性を身につけるための科目を設定し、学生の主体性が発揮できるよう選択科目を多く設定しています。

2) 教育方法の工夫

学生が主体的な学習活動ができるよう、グループ活動、少人数による演習・セミナー等を設定しています。また、地域との交流などの学外活動を取り入れています。さらに医療チームの一員である医師と看護職との相互理解を図るために、医学科との合同講義を取り入れています。

実習については、看護職として患者に学びつつ成長していけるよう、1年次から病棟・外来等において患者と接する機会を設けています。

3) 学習環境の工夫

他学部生、留学生との交流、附属病院内の医療従事者との交流等、様々な経験を持つ人々とともに学習する機会を多くし、それらを通してチーム医療に対する理解を深める工夫をしています。

(2) 高度な医療・技術に対応できる資質の高い看護専門職の育成

変化しつつある保健医療福祉の現場において生命尊厳への畏敬の心を第一義としたチーム医療を提供し、高度先端医療（周産期医療を含む）や終末期医療を含む在宅医療等に関連する援助を地域へ還元できる看護専門職の育成に向けて、以下のような工夫を行っています。

1) 授業科目の工夫

先端医療の進歩に伴う生命倫理に関わる問題を念頭に置き、看護専門職として生命尊厳に深い認識が持てるよう、「生命倫理」を設定しています。

看護に共通する科目として統合分野に、「統合看護論Ⅰ（現代医療と看護）」「統合看護論Ⅱ（国際社会と看護）」を設定しています。

2) 医学科・附属病院との連携

エイズ拠点病院・臓器提供施設に指定され、遺伝子診断開発等、高度な医療を提供・開発できる特定機能病院としての附属病院を併設している本学においては、専門的な知識・技術、的確な判断力・実践力を備えた資質の高い看護専門職の育成が可能です。そこで、医学科および附属病院の人材、施設・設備を有効に活用し、高度なチーム医療の看護を目指し、綿密な連携に基づき、意図的、組織的、体系的な教育を行っています。

3) 専門性の育成

専門的な知識・技術及び的確な判断力・実践力を育むため、実践を通じた教育を重視しています。

また、学生の主体的学習態度を育成するとともに、看護の総合的・実践的能力を高め、将来の進路選択の機会となるよう、専門科目に、セミナーおよび選択科目ならびに総合実習を設定しています。

さらに、看護を科学的に追究し、専門職として研究活動を継続していく知識と態度の基礎を身につけていくため、看護研究を設定しています。

4) 編入制度の設定

看護職の資質向上を支援するために、看護系短期大学卒業者、看護専修学校の専門課程修了者を対象とした3年次編入学制度を設けています。

4. 教育課程編成の基本的考え方および特色

(1) カリキュラムの基本的な考え方

教育課程は、以下の考え方に基づいて編成しています。

1) 本教育課程は、4年間を通して、本学が目的とする「情操豊かな人間性と生命尊厳への畏敬の心をもった看護専門職」を育成するように体系化し、看護活動を構成する基本概念（人間、環境、健康、看護）とそのサブ概念から必要な科目を設定しています。カリキュラムは基礎から専門へ、経年的に知識・技術が積み重ねられるように構成しています。

2) 基礎教育科目は、大学人としての教養と専門教育の基礎的知識を修得するために、導入科目・課題発見科目・学士力発展科目から構成されています。

学生の主体性が発揮できるように、看護学を学ぶために必要な幅広い知識・教養と、豊かな人間性・情操性育成のための科目を多く設定しています。

3) 専門基礎科目は、人間理解、健康と疾病理解、保健社会の仕組の理解を主軸に構成して

います。そして医学部看護学科の特徴を踏まえて、最新の医療のトピックスにも関心がもてるように講義内容を工夫しています。

4) 専門科目は、基礎教育科目、専門基礎科目を基盤とした上で、看護の基本的概念と援助方法及び看護システムを教授する基礎看護学、健康の危機的状態の疾病を持ちながら生活する人々とその家族への援助方法について教授する成人・老年看護学、小児、女性、家族の健康と援助方法について教授する小児・母性看護学、人々の暮らしの問題を中心に、健康レベルの向上を目指した援助方法を教授する地域・精神看護学を配置しています。また、看護学セミナー、総合実習および看護研究は全員の教員が関わり、その選択は学生主体としています。

5) 看護学は対象の健康ニーズへの援助を行う実践の科学です。従って、看護を理解し実践能力を培うためには、学内における基礎的な学習を基盤にした段階的実習で、適切な指導のもとで看護を実践し評価していくことが必要です。そのために、1, 2年次に基礎看護学実習、3年～4年次に専門領域看護学実習、さらに、既存の学びを統合し、主体的に看護が実践できる総合実習を設けています。

※ 教育課程表については、371ページから375ページを参照して下さい。

5. 修学関係

(1) 履修指導方針

本学看護学科の教育課程では、学生が余裕を持って自主的学習ができるように必修単位数を可能な限り少なくし、情操豊かな人間性を育めるよう選択科目を配慮しています。(詳細は、基礎教育科目教育課程表及び看護学科専門科目(専門基礎科目)(専門科目)教育課程表を参照してください。)

(2) 卒業要件単位数

必修120単位(基礎教育科目25単位、専門基礎科目22単位、専門科目73単位)、および選択科目の中から任意に履修した9単位以上(基礎教育科目4単位、専門基礎科目1単位、専門科目4単位)の計129単位以上です。なお、保健師課程を選択する学生については、さらに13単位必要となります。

(3) 養護教諭二種免許について

保健師免許取得後、申請により養護教諭二種免許が得られますが、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の単位取得が必要となります。

(4) 欠席について

事前に欠席しようとするときは、欠席届を学生支援課教務係に提出してください。体調が悪く当日欠席するときには、学生支援課教務係(0985-85-9195)へ電話連絡をし、その事由を告げてください。状況によっては、授業担当教員へ直接電話連絡する必要もあります。なお、体調回復後は、速やかに欠席届を学生支援課教務係へ提出してください。これらの手続きを怠った場合は、試験を受けられないことがあります。

※基礎教育科目については、「宮崎大学基礎教育科目の受講及び成績評価に関する細則」に従ってください。

(5) 試験について

- 1) 学習の成果を評価するために、試験が実施されます。試験には、定期試験、追試験及び再試験があり、定期試験は、学期末又は学年末に行われますが、科目によっては随時行うこともあります。
- 2) 病気等（インフルエンザ等）特別な事情により定期試験を受けることができなかった場合は追試験を、定期試験又は追試験を受験したが不合格になった場合は再試験を行うこともありますので、受験に当たっては、科目担当教員に十分に確認してください。
なお、病気を理由とする追試験を行う場合は、必ず診断書を担当教員へ提出することが必要となります。
- 3) 試験は、筆記、口頭又はレポート等によって行われます。また試験の日時等は、掲示等によってお知らせします。
- 4) 試験は、各科目の講義・実習等のそれぞれの3分の2以上出席しなければ、原則として受験資格が認められませんので注意してください。
その他受験上の心得として、次のことが教授会において取り決められています。

① 試験室の入室について

試験室には、前の試験監督者が退室するまでは入室できない。

② 答案用紙について

- ・ 学籍番号及び氏名を必ず記入すること。
- ・ 答案用紙は、退室時に本人が持参のうえ監督者に提出するものとし、室外に持ち出すことを禁ずる。

③ 遅刻及び退室について

遅刻：原則として試験開始時刻から30分を経過した場合は、入室は認められない。

退室：原則として試験開始時刻から30分を経過しなければ退室は認められない。

④ 学生証の提示について

学生証は、受験中必ず机の上に置いておくこと。

⑤ 用具等の持込について

机上には、筆記用具及び許可されたもの以外（携帯電話等を含む）置いてはならない。

⑥ 用具等の貸借について

試験中の用具等の貸借は原則として許可しない。

⑦ その他

カンニング等の不正行為をした者は、学務規則により停学等の懲戒に処せられ、併せて当該学期の専門基礎科目、専門科目の試験及びその他レポート等の審査の成績評価はすべて無効となる。

※ 基礎教育科目については、「基礎教育科目の定期試験等の受験心得」に従ってください。

(6) 成績評価及び進級と原級（留年）

1) 成績評価

各科目の成績評価は、学習態度及び出席状況を総合的に判断して行います。

また、各科目の成績評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。合否の結果は、基礎教育科目はWEB上で、専門基礎科目及び専門科目は掲示でお知らせします。

なお、専門基礎科目及び専門科目の再試験の結果（最終結果）は、学年末に実施される進級判定会議終了後にお知らせします。

2) 進級と原級（留年）

次の学年に進級させるか、或いは進級を認めず原級に留める（留年）かは、宮崎大学医学部履修細則に基づき、学年末に行われる進級判定会議（教授会）において審議し、決定します。この進級判定結果は、進級判定会議後に掲示でお知らせします。

原級となった場合は、翌年度も同じ学年に留まり、不合格となった科目を再履修したうえで試験に合格することが進級の要件となります。

(7) 在学中の異動

休学、復学及び退学等の在学中の異動にあたっては、事前に保証人、グループ担当教員及び学生支援課教務係の職員等と相談して次の手続きをとってください。

1) 休学

①病気、家庭の事情、一身上の都合等によって2か月以上にわたり修学できない場合は、学生支援課教務係で休学願用紙の交付を受け、休学を願い出ることができます。なお、休学の事由が病気の場合は医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

また、休学する場合及び許可されている休学期間が満了になっても、なお、引き続いて休学の必要がある場合は、休学を開始する2か月前までに（休学延長の場合は期間終了の2か月前までに）休学願を提出する必要があります。

これ以降に手続きした場合、希望する休学開始日から休学できない場合がありますので、くれぐれも注意してください。

①休学できる期間は通算で最長4年間までとなっています。また、連続して休学する場合は、最長2年間となっています。この期間を経過しても復学できない場合には、除籍処分の対象となりますので、注意してください。

2) 復学

休学事由が消滅して復学する場合は、学生支援課教務係で復学願用紙の交付を受け、復学を願い出てください。なお、病気により休学した場合は、修学可能である旨が記載された医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

3) 退学

病気、その他やむを得ない事情等、本人の都合により退学する場合は、学生支援課教務係で退学願用紙の交付を受け、退学を願い出てください。なお、病気により退学する場合は医師の診断書を必ず添付しなければなりません。

4) 除籍

当該年度の授業料を年度内に納めなかった者、在学期間が満了しても卒業或いは進級の要件を満たさなかった者、休学期間が満了しても復学できない者及び長期間にわたり行方不明の者等は、本人の意思にかかわらず、学生としての身分を失うこととなりますので注意してください。

5) 懲戒

本学で定められた諸規程等に違反したり、又は学生としての本分に反する行為等一定の義務に違反した者に対し退学、停学又は訓告の処分が課せられることとなりますので、常日頃から本学の規則又は秩序の維持等については注意を払ってください。

(8) 国家試験

1) 本学科の卒業要件を充当し、卒業が見込まれる者は看護師の国家試験の受験資格が得られます。また保健師課程を専攻し必要な単位を修得した者は保健師の国家試験の受験資格が得られます。看護師、保健師の国家試験は毎年2月中旬から下旬に各々実施されます。国家試験の詳細は厚生労働大臣から発表された時点でお知らせしますが、出願手続きに必要な事項については説明会を行いますので、各自で国家試験の受験準備を進めておくようにしてください。

2) 保健師助産師看護師法第9条で、以下の各号の一に該当する者には免許を与えないことがあると規定されています。

①罰金以上の刑に処せられた者、②保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があったもの、③心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、④麻薬、大麻又はあへんの中毒者。罰金以上の刑に該当する事例として、30キロ以上のスピード違反や飲酒・酒気帯び運転、無免許運転、人身事故などがあります。日頃から安全運転に心がけることは当然ですが、万一に上述のような違反や事故を起こした場合は、速やかに学生支援課へ報告してください。

看護学科

カリキュラム図

	専門基礎科目			専門科目					科目所属
	人間理解	健康と疾病理解	保健社会の仕組み理解	基礎看護学分野	成人・老年看護学分野	小児・母性看護学分野	地域・精神看護学分野	統合・発展分野	
4年	生命倫理							看護研究Ⅱ 統合看護論Ⅱ 医療安全論 総合実習 看護教育発達論 緩和ケア論 高齢者の晩年ケア 小児クリティカルケア看護 女性の健康 健康志向の運動と看護 精神看護セラピー	保健師課程 公衆衛生看護学分野 公衆衛生看護学実習Ⅱ 公衆衛生看護学実習Ⅱ
3年	(ENP BⅢ)				成人看護援助論Ⅳ 成人看護援助論Ⅴ 成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 老年看護援助論Ⅱ 老年看護学実習	小児看護援助論Ⅲ 小児看護学実習 母性看護援助論Ⅱ 母性看護学実習	精神看護援助論Ⅱ 精神看護学実習	在宅看護援助論 看護管理学 看護学セミナー 看護研究Ⅰ 統合看護論Ⅰ 在宅ケア実習 臨床看護論※	保健師課程 公衆衛生看護学分野 公衆衛生看護学実習Ⅱ
2年	臨床心理学 (ENP BⅡ)	看護病態学Ⅱ 疾病・治療論Ⅰ 疾病・治療論Ⅱ 疾病・治療論Ⅲ 栄養食事療法論 ストレス科学	公衆衛生学 疫学・保健統計学 社会福祉論 看護関係法規	基礎看護技術Ⅱ 看護理論 看護過程 基礎看護学実習Ⅱ	成人看護援助論Ⅰ 成人看護援助論Ⅱ 成人看護援助論Ⅲ 老年看護学概論 老年看護援助論Ⅰ	小児看護援助論Ⅰ 小児看護援助論Ⅱ 母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ	地域看護学概論 対象別地域看護活動 健康課題別地域看護活動 健康教育論 精神看護学概論 精神看護援助論Ⅰ	在宅看護論	保健師課程 公衆衛生看護学分野 公衆衛生看護学実習Ⅱ
1年	運動機能論 発達論 医学・医療概論	看護生態学Ⅰ 看護生態学Ⅱ 看護生態学演習 看護病態学Ⅰ		看護学原論 看護技術論 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護学実習Ⅰ	成人看護学概論	小児看護学概論			

基礎教育科目	学士力発展科目：文化・社会系／科学・技術系／生命科学系／学際・生涯学習系／地域科学系／外国語系 課題発見科目：専門教育入門セミナー／環境と生命／現代社会の課題 導入科目：大学教育入門セミナー／情報・数量スキル／外国語コミュニケーション／保健体育／専門基礎
--------	---

斜体：選択科目
 ()：自由科目
 ※：編入生のみ履修
 網掛け：保健師課程

基礎教育科目		授業科目名	授業方法	1年		2年	計	備考
区分	科目群			前期	後期	前期		
導入科目	大学教育入門セミナー		大学教育入門セミナーN	講義	2		2	1年次に修得すること
	情報・数量スキル		情報・数量スキルN	講義	2		2	1年次に修得すること
	外国語コミュニケーション	英語	英語Na1	講義	2		2	1年次に修得すること
			英語Na2	講義		2	2	1年次に修得すること
			英語Nb1	講義	2		2	1年次に修得すること
			英語Nb2	講義		2	2	1年次に修得すること
	初修外国語		独語N	講義	②		②	独・仏・中・韓から1科目選択必修 1年次に修得すること
			仏語N	講義	②			
			中国語N	講義	②			
			韓国語N	講義	②			
保健体育		スポーツ科学N	演習	1		1	1年次に修得すること	
専門基礎		生命を知るN	講義	2		2	1年次に修得すること	
課題発見科目	専門教育入門セミナー		専門教育入門セミナーN	講義		2	2	1年次に修得すること
	環境と生命		環境と生命	講義	2		2	1年次に修得すること
	現代社会の課題	社会と人間	人間の心と行動 他	講義		②	②	「社会と人間」、「自然の仕組み」の中から1科目選択必修 1年次に修得すること
自然の仕組み		生物科学 他	講義		②			
学士力発展科目	(文化・社会系)		家族社会学入門	講義	2		6	家族社会学入門、統計学入門、 医療英語(ENP B I)各2単位計6単位は必修 家族社会学入門、統計学入門は1年次に、 医療英語(ENP B I)は2年次に修得すること
	(科学・技術系)		統計学入門	講義		2		
	(生命科学系)							
	(学際・生涯学習系)							
	(地域科学系)							
	(外国語系)		医療英語(ENP B I)	講義				
基礎教育科目卒業要件単位					17	10	2	29

看護学科専門科目（専門基礎科目）教育課程表

区分	授業科目	単位数		1年	2年	3年	4年	備考		
		必修	選択	前学期 後学期	前学期 後学期	前学期 後学期	前学期 後学期	前学期 後学期	後学期	
人間理解	運動機能論		1	1						必修4単位
	臨床心理学	1			1					
	発達論	1		1						
	生命倫理	1							1	
	医学・医療概論	1		1						
	ENP BⅡ		(4)		(2)	(2)				
	ENP BⅢ		(4)				(2)	(2)		
専門基礎科目 健康と疾病理解	看護生態学Ⅰ (人体構造と機能)	1		1						必修12単位
	看護生態学Ⅱ (生体成分の代謝と栄養)	2			2					
	看護生態学演習	1			1					
	看護病態学Ⅰ (疾病の成因と生体防御)	2			2					
	看護病態学Ⅱ (病原微生物と薬物の作用)	2				2				
	疾病・治療論Ⅰ (総論、循環器系、呼吸器系)	1				1				
	疾病・治療論Ⅱ (消化器系、脳・神経系)	1				1				
	疾病・治療論Ⅲ (運動・感覚器系)	1					1			
	栄養食事療法論	1				1				
	ストレス科学		1				1			
保健社会の仕組の理解	公衆衛生学	2				2				必修6単位
	疫学・保健統計学	2				2				
	社会福祉論	1				1				
	看護関係法規	1				1				
合計		22	2	必修22単位						23単位以上修得
		24		選択1単位以上						

※ () 印は自由科目

※ ENP (English for Nursing Purposes)

看護学科専門科目教育課程表

区分	授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		備考
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専 門 科 目	看護学原論	2		2								必修73単位
	看護技術論	2		2								
	基礎看護技術Ⅰ (生活援助技術)	2			2							
	基礎看護技術Ⅱ (治療過程援助技術)	2				2						
	看護理論	1				1						
	看護過程	1					1					
	基礎看護学実習Ⅰ	1		1								
	基礎看護学実習Ⅱ	2					2					
	成人看護学概論	1			1							
	成人看護援助論Ⅰ (周手術期における看護)	1				1						
	成人看護援助論Ⅱ (急性期における看護)	1					1					
	成人看護援助論Ⅲ (慢性期における看護)	1				1						
	成人看護援助論Ⅳ (終末期における看護)	1						1				
	成人看護援助論Ⅴ (看護過程と援助技術)	1						1				
	成人看護学実習Ⅰ	3							3			
	成人看護学実習Ⅱ	3							3			
	老年看護学概論	1				1						
	老年看護援助論Ⅰ (生活機能障害を持つ高齢者の看護)	2					2					
	老年看護援助論Ⅱ (看護過程と援助技術)	1						1				
	老年看護学実習	4							4			
	小児看護学概論	1			1							
	小児看護援助論Ⅰ (子どもと家族の健康支援)	1				1						
	小児看護援助論Ⅱ (子どもの療養・治療と看護)	1					1					
	小児看護援助論Ⅲ (子どもの健康障害と看護)	1						1				
	小児看護学実習	2							2			
	母性看護学概論	1				1						
	母性看護援助論Ⅰ (性と生殖に関する健康支援)	1					1					
	母性看護援助論Ⅱ (周産期における健康支援)	2						2				
	母性看護学実習	2							2			
	地域看護学概論	2				2						
	対象別地域看護活動	2					2					
	健康課題別地域看護活動	1					1					
	健康教育論	2					2					
精神看護学概論	1				1							
精神看護援助論Ⅰ (精神障害の理解と看護)	2					2						
精神看護援助論Ⅱ (精神看護の方法)	1						1					
精神看護学実習	2							2				
在宅看護論	2					2						

統合分野	在宅看護援助論	1						1			
	看護管理学	1						1			
	看護学セミナー	1						1			
	看護研究Ⅰ (看護研究基礎)	1						1			
	看護研究Ⅱ (看護研究演習)	2								2	
	統合看護論Ⅰ (現代医療と看護)	1						1			
	統合看護論Ⅱ (国際社会と看護)	1									1
	医療安全論	1								1	
	在宅ケア実習	1							1		
	総合実習	3								3	
※(臨床看護論)	(2)							(2)			
発展分野	看護教育発達論		1								1
	緩和ケア論		1								1
	高齢者の晩年ケア		1							1	
	小児クリティカルケア看護		1							1	
	女性の健康		1								1
	健康志向の運動と看護		1								1
	精神看護セラピー		1								1
合計								必修73単位	選択4単位		77単位以上を修得
総計								必修95単位	選択5単位		129単位以上を修得

※編入生のみ修得

選択4単位

(保健師課程を選択した者は公衆衛生看護学分野の2単位を充てる)

保健師課程

区分	授業科目	単位数	1年		2年		3年		4年		備考
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門科目 公衆衛生看護学分野	地区活動論	2					2				13単位を修得※
	保健指導技術論	2					2				
	疫学演習	2					2				
	公衆衛生看護管理	1								1	
	保健医療福祉行政論	1								1	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3							3		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2								2	
合計		13									
		13									

※ 卒業要件の129単位を修得の上、上記13単位が必要

3. 学生生活

1. 教務委員会

本学部には、教育課程の編成、進級、卒業、休学及び退学等の学生の身分並びに学生の課外活動や福利厚生に関することについて審議する機関として教務委員会があり、委員長には、教務担当の副学部長が充てられています。

2. グループ担当教員制度（医学科）

医学科では、学生として在学期を過ごす中で、勉学や学生生活上の諸問題などについて、気軽に相談し、指導・助言等を受ける場としてグループ担当教員制度を設けております。これは授業を担当される先生3名と2年生から6年生までの先輩約13名で構成されており、1年生の皆さん方も各グループに所属することになっております。

入学後の学生生活を有意義なものとしてもらうため、あるいは次に掲げるようなことで、大いに活用してもらうための制度です。気軽に担当教員や上級生へ相談してください。

- ① 学生の進路・適性に関すること。
- ② 休学、退学、復学等の相談に関すること。
- ③ 奨学金、研修医等願書提出に伴う推薦書の記載に関すること。
- ④ 学生の間関係又は性格上の適応指導に関すること。
- ⑤ 学生に関する事件、事故等の収拾及び解決のための世話に関すること。
- ⑥ 教員と学生の懇談会に関すること。
- ⑦ その他、学生生活に関することなど。

3. グループ担当教員制度（看護学科）

看護学科では、学生として在学期を過ごす中で、勉学や生活上の諸問題について気軽に相談し、指導・助言などを受ける場としてグループ担当教員制度を設けました。これは、看護学科の全教員が3人一組の体制で各学年の6～7名を担当し、教員と学生、学生相互の人的交流を図り、継続的な支援を通して学生生活の充実を目指します。

入学後の学生生活をより有意義なものとしてもらうために、あるいは次に掲げるようなことで、大いに活用してもらうための制度です。気軽に担当教員や上級生に相談し活用してください。

(1) 勉学上の相談・支援・指導

- ① 履修および単位取得などに関すること
- ② 就職、進学など進路に関すること
- ③ 異動に関すること（休学、退学、復学、除籍及び懲戒など）
- ④ そのほか修学上の相談に関すること

(2) 生活上の相談・支援・指導

- ① 健康や経済的な問題に関すること（奨学金、他）
- ② 学生間の人間関係や心理的な面に関すること
- ③ 事故や事件に関すること
- ④ その他、学生生活に関すること

4. 学生支援課

学生支援課は、みなさんの入学から卒業までの修学（カリキュラム・試験・成績等）、福利厚生（経済生活・健康管理）、課外活動その他学生生活全般にわたってお世話するところですので、気軽に立ち寄ってください。

なお、学生支援課の窓口事務取扱時間は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 15 分になっています。

学務係（奨学金・授業料免除・課外活動・借用物品等）

0985-85-9190

教務係（カリキュラム・試験・成績等・入学試験関係・実習等）

医学科担当 0985-85-9194

看護学科担当 0985-85-9195

入試担当 0985-85-8970

大学院担当 0985-85-9126

※平日の時間外、土日祝等の休日の緊急連絡先

時間外受付 0985-85-1220

5. 一般的注意事項

(1) 公用掲示板（学生への連絡用）

大学が学生に対して行う連絡事項は、医学部ポータルサイト（学内インターネットシステム）および公用掲示板で行います。 掲示の見落としによって受験ができなかったり、書類などの提出が遅れるなど不利益が生じることがありますので、ポータルサイト、及び掲示は必ず毎日見てください。

公用掲示板は、講義実習棟の玄関横（医学科 1 年生～2 年生）と講義実習棟 3 F エレベーター前（医学科 3 年生）と、臨床講義室前（医学科 4 年生～6 年生）と、総合教育研究棟 2 階各講義室前（看護学科 1 年生～4 年生）にあります。

(2) 共通掲示板（学生への連絡用）

各学年共通の掲示板で、講義実習棟から福利棟への出入口近くに医学科共通掲示板が、学生支援課前に看護学科共通掲示板が設置されています。ここには、グループ担当教員割振表、授業料免除及び奨学金に関する連絡事項、注意喚起の文書等が掲示されますので、見落とし等により不利益を生じることが無いよう、掲示板は常に見るよう心掛けてください。

(3) 学生用掲示板

学生が掲示をする場合は、学生控室に設置してある掲示板及び講義実習棟各階ピロティート総合教育研究棟 1 階ピロティートに設置してある掲示板を利用してください。また、各教室にも連絡板が設けてありますので学生間の連絡・掲示等に使用してください。ただし、掲示及び印刷物の配布に当たっては、次の事項を厳守してください。

- ① 事前に必ず学生支援課学務係の確認を受けること
- ② 次のいずれかに該当するものは掲示できません。
 - ・特定の個人、団体等をひぼうし、又はその名誉を傷つけるもの
 - ・虚偽の事項を記載したもの

- ・内容、形状等に品位を欠くもの
- ③ 掲示物等で次のいずれかに該当するものについては、撤去又は没収することがあります。
 - ・責任の所在の不明なもの
 - ・その他医学部長が不相当と認めるもの

(4) 名札の着用

名札は、1年時に医学部学生全員に貸与します。次の点に留意して大事に使用してください。

- ① 授業担当教員の指示に従って、着用してください。ただし、臨床実習の場合には、必ず着用してください。
- ② 紛失した場合は、学生支援課に申し出てください。

(5) ロッカーの貸与

学生一人に1個のロッカーを貸与します。ロッカー内、ロッカー室内ともに整理整頓を心掛けてください。なお、貴重品及び危険物等は、絶対にロッカーに入れないでください。

また、ロッカーの鍵を無くした場合は、学生支援課学務係でスペアキーを借り受け、自己負担で複製してください。

(6) 構内交通規制等

① 自転車通学

学内で定められた駐輪場に整理して停め、施錠を忘れないようにして下さい。

② バイク通学

バイク通学する場合は自賠責保険だけでなく、任意保険にも加入して下さい。

③ 自動車通学

学生支援課学務係で所定の手続きを終えた学生に学内の車輛乗り入れを許可しています。学内の交通ルールを守り、指定された駐車場に駐車してください。違反した場合は、許可を取り消すことや、また許可なく車輛乗り入れをした者については、今後一切許可しないこともあります。

なお、患者さん専用の外来駐車場及び職員駐車場に駐車するなど悪質な者に対しては、以後構内への乗り入れ禁止、あるいは、停学処分などの処置を取りますので構内交通ルールを守るよう努めてください。

種 別	入構対象者	駐 車 場	備 考
四輪車	すべての学生	W-1 W-2 W-3 F(6年生専用)	「許可シール」をルームミラーの裏に車外から見える様に貼って下さい。
二輪車 (自転車を含む)	すべての学生	講義実習棟北側 講義実習棟西側 総合教育研究棟東側	

注 意

- 1 駐車場以外は駐車禁止区域です。
- 2 学年始めに必ず、「入構パスカード」の更新手続きをしてください。また通学用の車輛を変更した場合も、その都度、学務係へ届け出てください。
- 3 車輛乗り入れの必要がなくなったとき（卒業、退学、通学方法変更等）は、必ず「入構パスカード」を返却してください。

4. 福利厚生

1. 福利施設

学生・教職員のための福利厚生施設として食堂、売店、書店、和室、課外教室及び音楽鑑賞室があります。食堂、売店、書店は業者等に委託して営業していますので、営業時間等に留意して利用してください。

(1) 食 堂

食堂は、定食類・麺類等を提供しています。さらに、食品コーナーを設け、弁当・パン・飲料・菓子等の販売を行っています。

営業時間は、食堂が11時から19時まで、食品コーナーが10時から19時までとなっています。

(2) 売 店

売店は、日用品の販売、コピーサービス、クリーニングの取次等を行っています。

営業時間は、9時から18時までとなっています。

(3) 書 店

書店は、教科書・参考書等の販売を行っています。

営業時間は、平日9時15分から17時までとなっています。

(4) 簡易郵便局

附属病院1階に簡易郵便局を開設しています。

取扱時間は、平日9時から16時までとなっています。

(5) 現金自動預金・支払機

附属病院1階に現金自動預金・支払機を設置しています。

利用時間は、平日9時から18時までとなっています。

5. 課外活動

1. 課外活動団体

(1) 団体への加入

課外活動とは正課以外に、学生が自発的に行っている知的・社会的な文化及び体育活動であるとされています。

課外活動が、大学教育の中で正課教育とならんで重要な要素を占めているのは、単に専門的な知識、技能の習得にとどまらず、人間性、社会性の涵養をこれによって図るためです。各人の適正や趣味にあったグループ活動を通じ、自主的・創造的能力を養い、また大学での責任ある一員として、共同生活の体験を蓄積することによって、豊かな教養と社会性を身に付けることは今日の大学が目指す共通の理念ともいえます。

本学部においても、次に掲げるとおり体育系、文化系併せて42団体が活発な活動を行っていますので、みなさんも、進んでこれらの活動に参加することを希します。

清武キャンパス

① 体育系サークル (24団体)

柔 道 部	剣 道 部	弓 道 部
空 手 道 部	準 硬 式 野 球 部	ソ フ ト ボ ー ル 部
バ レ ー ボ ー ル 部	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部	サ ッ カ ー 部
硬 式 テ ニ ス 部	ソ フ ト テ ニ ス 部	卓 球 部
バ ド ミ ン ト ン 部	ワ ン ダ ー フ ォ ー ゲ ル 部	水 泳 部
ラ グ ビ ー 部	ヨ ッ ト 部	漕 艇 部
ゴ ル フ 部	ウ ィ ン ド サ ー フ ィ ン 部	陸 上 競 技 部
ピ リ ヤ ー ド 部	居 合 道 部	ボ ク シ ン グ 部

① 文化系サークル (18団体)

室 内 学 部	合 唱 部	国 際 保 健 医 療 研 究 会
軽 音 楽 部	生 物 部	マ イ コ ン 部
聖 書 研 究 会	茶 道 部	演 劇 部
写 真 部	漢 方 医 学 研 究 会	E S S
宮 崎 メ デ ィ カ ル サ ー ク ル	美 術 部	す ず か け 太 鼓
か る た 部	管 打 楽 器 部	M U S B 宮 崎 大 学 学 生 放 送 局

2. 課外活動用具等の貸出し

本学部では学生諸君がレクリエーション等に必要な物品等を準備していますので、希望者は学務係で所定の手続きを行い貸出しを受けてください。

主な貸出物品は次のとおりです。

清武キャンパス貸出物品

品 目
ビデオカメラ
三脚
クーラーボックス
バーベキューセット

3. 体育大会

(1) 九州・山口医科学生体育大会（九山医体）

九州・山口地区の大学医学部及び医科大学の医科学生が、学生相互の親睦を図り、併せて体育及び文化の向上に資するため、学生の手によって自主的に運営されている体育大会で、毎年4月下旬から5月上旬にかけて実施されています。

(2) 西日本医科学生総合体育大会（西医体）

西日本地区の大学医学部及び医科大学の医科学生が、学生相互の親睦を図り、併せて体質向上に資するため、学生の手によって自主的に運営されている体育大会で、毎年7月下旬から8月上旬に実施されています。

6. 福利施設等使用心得

1. 宮崎大学医学部体育館使用心得

体育館を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 館内では、必ず体育館専用のシューズを使用すること。
- ② 館内は、禁煙とする。
- ③ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ④ 使用者は、戸締り、消灯を確認すること。
- ⑤ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑥ 館内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに学生支援課学務係に届け出て指示を受けること。
- ⑦ その他、担当係員の指示に従うこと。

2. 宮崎大学医学部弓道場使用心得

弓道場（以下「道場」という）を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、学生支援課又は防災センターで道場の鍵を借用し、使用後は、戸締り、消灯を確認のうえ、返却すること。
- ② 道場の射場は土足で上がらないこと。
- ③ 道場内は、禁煙とする。
- ④ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ⑤ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑥ 道場内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに学生支援課学務係に届け出て指示を受けること。
- ⑦ その他、担当係員の指示に従うこと。

3. 宮崎大学医学部武道場使用心得

武道場を使用する場合は、次の事項を守ること。

- ① 使用者は、学生支援課又は防災センターで武道場の鍵を借用し、使用後は、戸締り、消灯を確認のうえ、返却すること。
- ② 武道場には土足で上がらないこと。
- ③ 武道場内は、禁煙とする。
- ④ 使用者は、常に整理整頓に留意し、使用後は原状に復すること。
- ⑤ 使用者は、各自盗難防止に留意すること。
- ⑥ 武道場内の設備・備品等を破損・紛失した場合は、速やかに学生支援課学務係に届け出て指示を受けること。
- ⑦ その他、担当係員の指示に従うこと。

4. 医学部プール使用心得

- ① プールを使用する場合は、二人以上による使用手続きをとり、学生支援課又は防災センターで鍵を借用し指示を受けること。
- ② 使用期間及び使用時間を厳守すること。
 - イ) 使用期間 6月1日から9月30日まで（学生の課外活動は4月1日から9月30日）
 - ロ) 使用時間 8時30分から日没まで
- ③ 1回の使用時間は2時間以内とする。
- ④ 土足で場内に入らないこと。
- ⑤ 貴重品は、各自の責任で管理すること。
- ⑥ 脱衣場・シャワー場等は、常に清潔・整頓に努めること。
- ⑦ 泳ぐ前には、十分身体を洗いサンオイル等は、使用しないこと。
- ⑧ 準備運動を十分に行い、一人では絶対に泳がないこと。
- ⑨ 病気又は身体の調子が正常でないときは絶対に泳がないこと。
- ⑩ 場内では、飲食・喫煙をしないこと。
- ⑪ 使用者は、消灯・戸締等を確認し、施錠のうえ学生支援課又は管理当直室で終了手続きをとること。
- ⑫ その他、担当係員の指示を従うこと。

○宮崎大学医学部規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年6月9日 平成16年10月13日
平成17年12月14日 平成18年3月20日
(平成19年1月17日)(平成19年3月5日)
平成19年3月20日 平成19年12月12日
平成20年3月5日 平成20年10月1日
平成20年11月5日 平成21年3月17日
平成22年1月13日 平成23年2月7日
平成23年7月6日 平成23年12月7日
平成26年1月8日 平成26年2月7日
平成26年3月20日 平成26年7月2日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、国立大学法人宮崎大学基本規則（平成16年4月1日制定。以下「基本規則」という。）及び宮崎大学学務規則並びにその他の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(副学部長)

第2条 本学部に、基本規則第28条第1項に定める副学部長のほかに、同条第2項に基づく副学部長として、副学部長（入試担当）を置く。

(学部の教育研究施設等)

第3条 本学部に、医学教育改革推進センターを置く。

(教育課程)

第4条 医学科専門科目の授業科目の名称、単位数及び履修年次等については、別に定める。
2 看護学科専門科目の授業科目の名称、種類、単位数及び履修年次等については、別に定める。
3 基礎教育科目の教育課程については、基礎教育部の定めるところによる。

(履修方法)

第5条 医学部の授業科目の履修方法等については、別に定める。
2 基礎教育科目の履修方法等については、基礎教育部の定めるところによる。

(看護学科の第3年次編入学)

第6条 次の各号の一に該当する者で、看護学科の第3年次に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、看護学科の第3年次への入学を許可する。
(1) 短期大学の看護系学科を卒業した者
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10に定める者で、専修学校専門課程の看護系学科（修学年限3年課程）を修了したもの。
2 前項の規定により、入学を許可された者の既修得単位及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(関連教育病院)

第7条 本学部は、学生に対する臨床教育を行うために、国公立又は法人の設立する病院との協議に基づいて、当該病院において、学生に特定の授業科目を履修させることができる。
2 前項の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 規則附則第2項の規定に基づき、平成16年3月31日に旧宮崎医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に再入学等する者については、この規程の規定にかかわらず、旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月14日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部に置く副学部長に関する申合せ（平成17年9月14日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5及び別表第6は、平成21年度以降に入学した者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5及び別表第6は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、宮崎大学医学部規程の一部を改正する規程（平成26年1月8日制定）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月2日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
- 2 改正後の別表第5は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

○宮崎大学医学部履修細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年7月14日 平成16年3月21日
平成17年12月14日 平成18年3月3日
平成19年3月20日 平成21年3月17日
平成22年3月21日 平成22年9月30日
平成23年7月6日 平成23年12月7日
平成26年3月5日 平成27年1月14日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学医学部規程（以下「医学部規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、医学部が開講する科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(単位修得及び履修の認定)

第2条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験等に基づき、科目担当教員が行うものとする。

(受験資格)

第3条 学生は、各授業科目の講義・実験・実習及び実技のそれぞれの時間数の3分の2以上出席しなければ、原則として試験の受験資格を認められない。

(特別欠席の取扱)

第4条 次の理由により欠席する者は、所定の特別欠席許可願を学生支援課に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引
父母及び配偶者にあつては、7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。
- (2) 天災
大学が必要と認める日・時間
- (3) 学校保健法に定める伝染病に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) その他やむを得ない事情で教務委員会が認めたとき。
ただし、事前に特別欠席許可願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は特別欠席と認めないこととする。

(試験の種類)

第5条 試験は定期試験、追試験、再試験及び再評価試験とする。

- 2 定期試験は、原則として学期末に行う。
- 3 前項に定める試験のほか、担当教員は、学習成果の評価を随時行うことができる。

(追試験)

第6条 定期試験の受験資格を有する者が、正当な理由により当該試験を受けることができなかったときは、科目担当教員の承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第7条 定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者は、科目担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。

- 2 再試験の成績評価は、60点を限度とする。

(再評価試験)

第8条 不合格科目を有して進級する場合は、再評価試験に合格すること。

- 2 再評価試験の成績評価は、60点を限度とする。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の基準どおりとする。

評 点	評 語	認 定
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	合格
79点～70点	良	合格
69点～60点	可	合格
59点～0点	不可	不合格

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒処分を受ける。

(進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱い)

第11条 医学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、同表の4年(4)で規定する再履修科目については、教務委員会がやむを得ない事情と判断した場合、この限りではない。

2 看護学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第2のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

医学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業要件	在学期間
1年	<p>(1)基礎教育科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目30単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数が1科目の者については、教授会の議を経て進級を認めることができる。</p> <p>(2)医学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数が1科目の者については、進級を認める。</p> <p>(3)2項の定めにより不合格科目を有して進級する場合は、4年次までに再評価試験に合格しなければならない。</p> <p>(4)1項及び2項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p>	4年間
2年	<p>(1)基礎教育科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数(1年次の不合格科目を含む)が1科目の者については、教授会の議を経て進級を認めることができる。</p> <p>(2)医学科専門科目教育課程表に定められた2年次までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数(1年次の不合格科目を含む)が1科目の者については、進級を認める。</p> <p>(3)2項の定めにより不合格科目を有して進級する場合は、4年次までに再評価試験に合格しなければならない。</p> <p>(4)1項及び2項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p> <p>※1、2年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても3年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。</p>	
3年	<p>(1)基礎教育科目教育課程表に定められた1年次、2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。</p> <p>(2)医学科専門科目教育課程表に定められた3年次までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、単位認定試験の不合格科目数(1年次、2年次の不合格科目を含む)が1科目の者については、進級を認める。</p> <p>(3)2項の定めにより不合格科目を有して進級する場合は、4年次までに再評価試験に合格しなければならない。</p> <p>(4)2項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとし、併せて3年次に配置された臨床医学科目については、すべて再履修するものとする。</p>	4年間
4年	<p>(1)医学科専門科目教育課程表に定められた4年次までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。</p> <p>(2)共用試験(CBT・OSCE)の全てに合格すること。</p> <p>(3)1項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。</p> <p>(4)2項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、医学科専門科目教育課程表に定められた4年次に履修する全ての科目を再履修すること。</p> <p>※クリニカル・クラークシップIに進むには1項及び2項の要件を満たすことが必要である。</p> <p>※3、4年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても5年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。</p>	
5年	<p>(1)医学科専門科目教育課程表に定められたクリニカル・クラークシップIを履修し単位を修得すること。</p> <p>(2)1項の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップIを最初から履修し単位を修得するものとする。</p>	

	※クリニカル・クラークシップⅡに進むには1項の要件を満たすことが必要である。	4年間
6年	(1) 医学科専門科目教育課程表に定められたクリニカル・クラークシップⅡを履修し単位を修得すること。 (2) 臨床実習後 OSCEに合格すること。 (3) 卒業認定試験の全てに合格すること。 (4) 1項及び2項の要件を満たさなかった場合は、クリニカル・クラークシップⅡを最初から履修し単位を修得するとともに、臨床実習後 OSCE及び卒業認定試験の全てに合格すること。 (5) 3項の要件を満たさなかった場合は、6年次のクリニカル・クラークシップⅡを再履修し、単位を修得するとともに臨床実習後 OSCE及び卒業認定試験の全てに合格すること。 ※卒業認定試験を受験するには1項及び2項の要件を満たすことが必要である。 ※5, 6年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても卒業できない場合は、除籍の対象となる。	

※在学期間は通算して12年間である。

※休学期間は在学期間に算入しない。

※再評価科目の再履修を義務付けない。

別表第2 (第11条関係)

看護学科生の進級及び卒業判定基準並びに原級者の取扱い

学年	進級・卒業判定基準
1年	大学教育入門セミナー、専門基礎科目及び専門科目の必修科目をすべて修得し、かつ35単位以上修得した者
2年	2年次までの専門基礎科目及び専門科目の必修科目をすべて修得した者
3年	3年前期までの専門科目の必修科目をすべて修得した者
4年	学務規則第38条の「卒業の認定」の要件を充足した者

備考

1. 各学年の進級及び卒業要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を修得するものとする。
2. 不合格科目の取扱い
 - (1) 卒業の認定に必要な基礎教育科目の不合格科目はすべて再履修とする。
 - (2) 専門基礎科目及び専門科目の選択科目に関しては、不合格科目を再履修するか、他の科目を履修するか、いずれかを選択する。
 - (3) 3年次前期に開講されている必修科目が不合格の場合は、3年次後期に実施する再評価試験を受験し合格すること。
3. 臨地実習履修基準
 - (1) 基礎看護学実習の履修基準は以下のとおりとする。
 - ①基礎看護学実習Ⅰは、看護学原論、看護技術論を修得見込みの者であること。
 - ②基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ、看護理論を修得し、かつ看護過程を修得見込みの者であること。
 - (2) 各専門領域看護学実習の履修基準は、①から⑦に指定したそれぞれの専門科目を修得した者とする。
 - ①成人看護学実習Ⅰは、成人看護援助論Ⅳ、成人看護援助論Ⅴを修得した者であること。
 - ②成人看護学実習Ⅱは、成人看護学実習Ⅰを修得見込みの者であること。
 - ③老年看護学実習は、老年看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ④精神看護学実習は、精神看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑤母性看護学実習は、母性看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑥小児看護学実習は、小児看護援助論Ⅲを修得した者であること。
 - ⑦在宅ケア実習は、在宅看護援助論を修得した者であること。
 - (3) 総合実習は、専門領域の臨地実習をすべて修得した者であること。

○宮崎大学医学部既修得単位認定要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成26年3月20日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学学務規則第22条各項及び宮崎大学既修得単位認定規程に定めるもののほか、宮崎大学医学部における既修得単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科3年次編入学生の単位認定については別に定める。

(単位認定の申請)

第2条 単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既修得単位認定申請書に成績証明書等を添えて、入学した年度の4月1日までに、医学部長（以下「学部長」という。）に申請しなければならない。

(認定の条件)

第3条 医学部生の単位認定は、基礎教育科目に相当するものを対象とし、30単位を超えないものとする。

(単位認定審査の付託)

第4条 学部長は、申請者から単位認定の申請を受理したときは、宮崎大学基礎教育委員会（以下「委員会」という。）にその審査を付託するものとする。

(単位の認定)

第5条 学部長は、委員会の審査結果に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て、単位認定を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

○宮崎大学医学部看護学科3年次編入学生の既修得単位及び在学期間の通算等の取扱いに関する要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年12月14日 平成20年3月5日
平成20年10月1日 平成23年7月6日
平成26年6月4日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学医学部規程第6条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部看護学科の3年次編入学生（以下「編入学生」という。）の既修得単位及び在学期間の通算等について必要な事項を定める。

(修業年限)

第2条 編入学生の修業年限は、宮崎大学学務規則第5条の規定にかかわらず2年とする。

(在学期間)

第3条 編入学生の在学期間は、4年を超えることはできない。

(卒業要件)

第4条 編入学生の卒業要件は、編入学した学年次の入学年度によるものとする。

(既修得単位の認定)

第5条 入学前の短期大学等において修得した単位は、本学が開設している授業科目と照合し、本学における授業科目の履修により修得したもとして認定する。

2 認定する授業科目の単位数については、基礎教育科目に関しては、医学部既修得単位認定要項第3条に基づき29単位を超えないものとし、専門基礎科目は20単位、専門科目は55単位を超えないものとする。

(認定手続)

第6条 第5条に規定する既修得単位の認定については、医学部教務委員会で原案を作成し、医学部教授会が単位を認定する。

(成績の表記)

第7条 第6条の規定により認定された授業科目の成績は「認定」の評語をもって表すものとする。

(修得単位)

第8条 編入学生は、第6条の規定により認定された単位と合わせて、卒業要件として定められた単位を修得しなければならない。

(履修指導)

第9条 認定を行った授業科目については、学習内容の充実・豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第2項の規定は、平成23年度以降の3年次編入学生から適用し、平成22年度以

前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、平成26年度以降の3年次編入学生から適用し、平成25年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、平成29年度以降の3年次編入学生から適用し、平成28年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

○宮崎大学医学部臨床実習学生の派遣及び受入れ規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成26年1月8日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部（以下「本学部」という。）のクリニカル・クラークシップⅠ及びクリニカル・クラークシップⅡ（以下「臨床実習」という。）に係る学生の派遣及び受入れに関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣臨床実習学生 本学部の医学科生で、学外施設（他の大学及び外国の大学の附属病院を含む。以下「学外施設等」という。）において、臨床実習を許可された者をいう。
- (2) 受入臨床実習学生 他の大学又は外国の大学（以下「他大学等」という。）の医学科生で、本学部附属病院において、臨床実習を許可された者をいう。

(学外施設等との協議事項)

第3条 派遣臨床実習学生の派遣及び受入臨床実習学生の受入れにあたっては、あらかじめ医学部長（以下「学部長」という。）と学外施設等の長との間で、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 希望する実習の内容
- (2) 派遣先又は受入先実習責任者
- (3) 派遣又は受入れ学生数
- (4) 履修（単位）の認定
- (5) 実習の期間
- (6) 授業料、謝金等
- (7) その他必要な事項

第2章 派遣臨床実習学生

(派遣希望願出)

第4条 派遣臨床実習学生として、学外施設等で臨床実習を希望する者は、臨床実習派遣願（別紙様式1）を実習開始の1月前までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目担当教員が受け持つ臨床実習の一環として学外施設等に派遣される場合は、この限りではない。

(保険への加入)

第5条 派遣臨床実習学生として、学外施設等で臨床実習を履修しようとする者は、次の表の保険に加入していなければならない。

臨床実習の種類	保険の種類
クリニカル・クラークシップⅠ	学生教育研究災害傷害保険、
クリニカル・クラークシップⅡ	学研災付帯学生生活総合保険

(審査の委任)

第6条 学部長は、派遣又は受け入れの願い出があった時は、その審査を副学部長（教務担当）に委任するものとする。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣臨床実習学生は、臨床実習が終了したときは、次の表の書類を学部長に提出しなければならない。

臨床実習の種類	報告書等
クリニカル・クラークシップⅠ	クリニカル・クラークシップⅠ報告書
クリニカル・クラークシップⅡ	クリニカル・クラークシップⅡ自己評価表

(派遣学生の取消し)

第8条 学部長は、派遣臨床実習学生が次に掲げる各号の一に該当する場合は、当該学外施設等の長と協議のうえ、実習の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該学外施設等の規則等に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 派遣臨床実習学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第3章 受入臨床実習学生

(出願手続)

第9条 受入臨床実習学生として、本学部附属病院で臨床実習の履修を希望する者は、所属する他大学等の長を通じて、臨床実習学生受入願(別紙様式2)に次の書類を添付し、臨床実習開始の1月前までに、学部長に提出しなければならない。

- (1) 当該他大学等の長の推薦書
- (2) 第5条に定める保険に加入していることを証するもの。
- (3) その他本学が必要と認めるもの。

(審査結果の通知)

第10条 審査結果は、学部長が当該他大学等の長へ通知するものとする。

(履修証明書等)

第11条 学部長は、受入臨床実習学生が当該臨床実習を修了したときは、履修証明書等を交付するものとする。

(準用)

第12条 第10条の規定は、受入臨床実習学生に準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

○宮崎大学医学部における「勝木賞」の選考と表彰に関する申合せ

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年5月10日 平成22年2月8日
平成26年1月8日 平成26年11月5日
平成27年1月14日

この申合せは、宮崎大学医学部医学科における勝木賞の選考及びこれに該当する学生の表彰について申し合わせるものとする。

(趣旨)

- 1 年度毎の卒業時において、在学中の学業成績が最も優秀であり、模範となる学生に勝木賞を与え、その栄誉を表彰する。

(選考)

- 2 勝木賞の選考は教授会が行う。
- 3 卒業判定時における専門科目のGPA (Grade Point Average:成績評価指数) が最上位の者を選出する。なお、同点の者が複数名存在する場合には、クリニカル・クラークシップ I 及びクリニカル・クラークシップ II のGPAが最上位の者を選出する。

(表彰)

- 4 表彰は、医学部長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 5 表彰された学生は、その旨を学籍簿に記載する。

(雑則)

- 6 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成18年5月10日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年2月8日から実施する。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成26年11月5日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年1月14日から実施する。

○宮崎大学医学部における「高木兼寛賞」の選考と表彰に関する申合せ

平成27年 1月14日
制 定

この申合せは、宮崎大学医学部看護学科における高木兼寛賞の選考及びこれに該当する学生の表彰について申し合わせるものとする。

(趣旨)

- 1 年度毎の卒業時において、在学中の学業成績が最も優秀であり、模範となる学生に高木兼寛賞を与え、その栄誉を表彰する。

(選考)

- 2 高木兼寛賞の選考は教授会が行う。
- 3 本学における履修単位数が卒業要件単位の8割を超える者を対象にし、卒業判定時における基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目のうち必修科目のGPA (Grade Point Average: 成績評価指標)が最上位の者を選出する。なお、同点の者が複数名存在する場合には、臨地実習のGPAが最上位の者を選出する。

(表彰)

- 4 表彰は、医学部長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 5 表彰された学生は、その旨を学籍簿に記載する。

(雑則)

- 6 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成27年 1月14日から実施する。